

公益財団法人新潟県消防協会と新潟県消防協会地区支会との協力・連携 に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人新潟県消防協会（以下「協会」という。）と新潟県内の地域消防団体等との協力及び連携に関し、協会定款第41条第2項の規定に基づき県内の新潟県消防協会地区支会（以下「地区支会」という。）との協力、連携についての必要な事項を定め、協会事業の遂行が適正かつ円滑に運営されることを目的とする。

(地区消防会の協力・連携)

第2条 協会は、協会定款第4条に規定する事業の地区内のとりまとめ及び実施等について、地区支会に協力を依頼し、地区支会はこれを受諾する。
2 協会と地区支会は、前項の事業の円滑な運営を図るため、連携するものとする。

(消防連絡協議会)

第3条 地区支会は、協会事業の全体的な連絡調整を図り、協力体制を構築するため消防連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、地区支会の長（以下「地区支会長」という。）及び協会会長をもって構成する。

(協議会会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、協会会長をもって充てる。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長から指名された地区支会長が協議会を招集する。

(招集通知)

第7条 協議会を招集するには、会長は、委員会の1週間前までに、各地区支会長に対して、書面でその通知を発するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第8条 協議会の議長は、当該協議会において地区支会長の中から選出する。

(決議)

第9条 協議会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、公益財団法人新潟県消防協会に置く。

(補 則)

第 11 条この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公益財団法人設立の登記の日（平成 23 年 1 月 4 日）から施行する。

附 則

1 この要綱の変更は、平成 23 年 月 日から施行する。